

## 千葉工業同窓会千葉市支部規約細則

### (総則)

第1条 規約細則は、支部運営をより円滑に運営をするため、規約条文の細部を細則として定めるものとする。

### (入脱会の手続き)

第2条 規約第5条3項に基づく、入脱会の手続きは、次の通りとする。

1. 入会の手続きは、支部長に入会希望の意思を申し出たうえ、千葉市支部事務局宛に年会費を納入する。事務局では正式に入会通知を受けた日をもって支部会員とし、会員名簿に登録する。
2. 元校長及び教職員で入会希望する者については特別会員とし、手続きは第1項に準ずる。
3. 脱会の手続きは、支部長に脱会の意思を申し出た日及びその年度の3月31日までに年会費を納入しない者はその日をもって、支部会員の資格を失効する。この場合、支部長は速やかに脱会者の氏名を事務局に通知すること。なお、この場合、納入済みの年会費は返還しない。

### (会議の構成)

第3条 規約第11条に基づく会議の構成は、次の役員により構成する。

1. 常任幹事会は支部長、副支部長、事務局長、会計、及び常任幹事により構成する。
2. 特別委員会は、会務の遂行上当面次の特別委員会を設置する。
  - (1) 会報編集委員会：支部会報の編集及び発行を担当する委員会
  - (2) 渉外活動委員会：①本部・支部連絡会・他支部との交流を促進する委員会  
②会員の募集及び拡張運動を展開する委員会
  - (3) 行事企画委員会：①各地域で開催される各種行事に参加できる企画を立てる委員  
②支部独自の親睦旅行、研修会等を企画する委員会
  - (4) 会員名簿委員会：会員名簿現行維持を図り、年1回「年度版」を発行する委員会。  
尚、各委員会の人員及びメンバー等については、常任幹事会で決定することとする。

### (付則)

1. この細則は、平成26年4月27日に制定し、その効力を発するものとする。
2. 改定の記録
3. 令和2年4月12日、3条2項地区幹事削除改定
4. 令和4年4月10日、3条2項幹事削除改定
5. 令和5年4月9日、2条、地区長を廃止し支部長とする。3条2項削除